

広島県告示第 891 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので，同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 11 月 6 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号 電源開発株式会社 取締役社長 中垣 喜彦
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県竹原市忠海長浜二丁目 1 番 1 号 電源開発株式会社 竹原火力発電所

2 申請の内容

63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち，廃ガス洗浄施設 2 基の使用の方法を変更する。また，污水处理施設 1 基使用の方法を変更し，排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

				変 更 前		変 更 後					
種 類				63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 2 基（1 号機 排煙脱硫装置、 3 号機 排煙脱硫装置）							
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日			既設			許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日						着手後直ちに				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日						完成後直ちに				
使用の方法	項 目			通 常		最 大		通 常		最 大	
	排出される汚水等 の 状 態	セレン及びその化合物	(単位： mg/ℓ)	—		—		1		2	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 脱硫排水処理装置

		変	更	前	変	更	後
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設			許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日				着手後直ちに		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日				完成後直ちに		

使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
				通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		セレン及びその化合物	(単位： mg/ℓ)	—	—	—	—	1	2	0.05	0.1

(3) 排出水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目		変更前		変更後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
No. 1 排水口	セレン及びその化合物	(単位： mg/ℓ)	—	—	0.05	0.1

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 20 年 11 月 6 日から平成 20 年 11 月 27 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課並びに竹原市市民生活課